

控

平成八年（行ウ）第二六六号

一九九八年一一月二日

原 告 金 井 紀
被 告 国 井 紀
外五二名 年

原告ら訴訟代理人 弁護士 喜田洋一
同 同 同 同 同

近藤健太立梅启辰郎古川喜子

同 藤立梅启辰郎古川喜子

同 陽洋

東京地方裁判所民事第二部 御中

準 備 書 面 (原告第三)

第一 請求の趣旨の変更

原告らは、請求の趣旨を左記のとおり変更する。

- 一 公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号。ただし平成一〇年法律第四七号による改正前のもの）は、原告らに衆議院議員及び参議院議員の選挙権の行使を認めていない点において違法であることを確認する。
- 二 公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号。ただし平成一〇年法律第四七号による改正後のもの）は、原告らに衆議院議員小選挙区選出議員選挙及び参議院議員選挙区選出議員選挙の選挙権の行使を認めていない点において違法であることを確認する。
- 三 被告は、各原告に対し、金五万円及びこれに対する一九九六年一〇月二一日から各支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。
- 四 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに第三項及び第四項について仮執行の宣言を求める。

第二 請求の原因の変更

原告らの請求の原因是、左記のとおり付加するほか、従前の主張のとおりである。

一 在外選挙制度の創設に係る公職選挙法の一部を改正する法律（平成一〇年法律第四七号）は、平成一〇年四月二四日、第一四二回国会において成立し、同年五月六日に公布された。これにより在外選挙制度が創設され、海外に居住する日本国民も一定の要件を満たせば、市町村選挙管理委員会が調製する在外選挙人名簿に登録することにより、衆議院議員選挙及び参議院議員選挙につき選挙権を行使できることとなつた。

なお、右改正法中、在外選挙に関する規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲において政令で定める日から施行されることとされている。

また、右改正法に基づく在外選挙の対象は、当分の間の暫定措置として、衆議院議員比例代表区選出議員選挙及び参議院議員比例代表区選出議員選挙に限ることとされている。このため海外に居住する日本国民は、たとえ在外選挙人名簿に登録したとしても、制度的に衆議院議員小選挙区選出議員選挙及び参議院議員選挙区選出議員選挙に登録することができない。

院議員選挙区選出議員選挙について選挙権を行使することができない。

二

しかしながら、原告らが第二準備書面九ページ目において既に指摘しているとおり、「形式的に選挙権を付与しても、選挙権の行使を保障しなければ、実質的に選挙権を付与したことにはならない」のであり、「普通選挙の原則による選挙権の保障は、選挙権行使すなわち投票の機会の保障を含む」のである。

とすれば、「当分の間の暫定措置」といえ、衆議院議員小選挙区選出議員選挙及び参議院議員選挙区選出議員選挙において投票の機会が保障されないことに変わりはなく、改正が加えられたとしてもなお違法性を包含している。

三 この点、公職選挙法の一部を改正する法律案提案理由説明によれば、当分の間は両議院の比例代表区選出議員選挙に限つて実施することにつき、「国外に居住する選挙人へ候補者個人に関する情報を伝達することは極めて困難であること等を勘案」したものと説明されている（乙第一号証三ページ目。なお、裏を返せば、比例代表区の場合には「情報を伝達すること」が困難でないことを前提にしていることとなる）。

確かに、比例代表区の場合には政党に関する情報のみで足りるのに対し、衆議院の小選挙区及び参議院の選挙区の場合においては候補者個人に関する情報が必要とされる。しかしながら、提案理由説明から読み取れるとおり、政党に関する情報伝達は困難でない以上、候補者個人に関する情報伝達が「極めて困

難」であるとする理由はない。今日の高度情報化社会においては、両者の間には量的な差こそあれ、本質的な差はないのである。

また、情報伝達の困難性は純然たる手続上の問題に過ぎず、投票機会の保障という憲法上の要請に優先する利益ではない。よって、「情報を伝達することは極めて困難」という程度の曖昧な理由のみで投票機会を制限することはそもそも許されないはずであるが、前記法律案提案理由説明においてはこれ以外の理由は何ら示されていない。

さらに、諸外国において広く採用されている在外選挙制度が、特に比例代表区のみに限定されているものではないことに鑑みても、なお投票の機会を制限している改正法に合理的理由を見いだすことは到底できないのである。

四 被告は本訴において、国会の裁量権を楯に、「立法の内容が憲法の一義的文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合」に当たらないと主張して、国家賠償請求を否定している。もし被告主張のとおり、眞に立法府に広い裁量が認められてゐる事項であるとすれば、国際的な趨勢に逆らつてでも在外選挙制度を認めない法制を貫くことはできたはずである。

しかし今回の改正法は、限定付きながらも、在外邦人に選挙権の行使を現実に認めたものであつて、まさに在外邦人に投票の機会を与えるべきとの価値判断

断が国自身によつて明確に示されたものにほかならない。
よつて、部分的な制限であるか否かを問わず、もはや在外邦人に投票の機会を与えない措置に合理性を認めることはできない。

五 以上のとおり、改正法もまた、法の下の平等を定めた憲法一四条、普通選挙を保障した憲法一五条、全国民代表制を定めた憲法四三条、選挙人資格の差別を禁じた憲法四四条及び選挙権の平等を定めた国際人権規約二五条の規定に違反することが明らかである。